デジタル人材と助成金活用セミナー

2021年 8月 20日開催

助成金を活用して デジタル人材の採用につなげよう

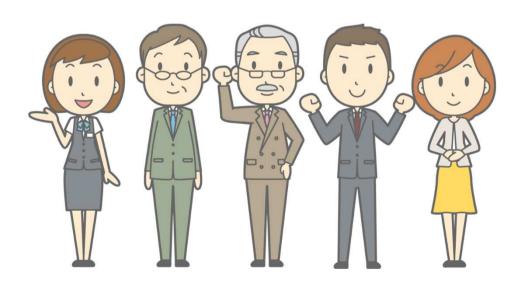
【講師】



社会保険労務士法人ヒューマン・プライム 代表 小澤薫

● 制度の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度



● 受給までの流れ

「キャリアアップ助成金」の 活用に当たっては、各コース 実施日の前日までに「キャ リアアップ計画」(労働組合 等の意見を聴いて作成)等を 作成し、提出することが必要 です。

〈事業主〉 <労働局・ハローワーク> キャリアアップ キャリアアップ計画の作成・提出 計画の作成援助 ・認定 処遇改善関係コース 正社員化コース (正社員化コース以外) 就業規則等の改定 就業規則等の改定 方法の相談等 (正社員等への転換 規定がない場合) 取組の実施 就業規則等に基づく 正社員等へ転換 (就業規則の改定等) 転換後6か月の 賃金の支払い 取組後6か月の (転換前と比較して3% 賃金の支払い 以上賃金(基本給及び定額 で支給されている諸手当)が 増額している必要がありま す。) 支給審査 支給決定 支給申請

資料:厚生労働省

「キャリアアップ助成金のご案内」

• 企業規模

中小企業とそれ以外の企業では、助成率が異なる

• 中小企業事業主の範囲

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下	には	100人以下
その他の業種	也の業種 3億円以下		300人以下

【正社員化コース】

有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した 場合に助成される

【助成金の額】1人当たりの金額、() 内は生産性の向上が認められる場合

転換または 直接雇用の形態	中小企業	大企業
①有期➡正規	57万円(72万円)	42万7, 500円 (54万円)
②有期➡無期	28万5,000円(36万円)	21万3, 750円 (27万円)
③無期➡正規	28万5,000円(36万円)	21万3, 750円 (27万円)

<①~③あわせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

【加算額】

• 1人当たりの金額

	中小企業	大企業
派遣労働者を派遣先で 直接雇用	①③に該当:28万5,000円 (36万円)	同額
母子家庭の母または 父子家庭の父を転換	①に該当:9万5,000円 (12万円)	同額
または直接雇用	②③に該当:4万7,500円 (6万円)	同額

1事業所あたり1回のみ

	中小企業	大企業
勤務地限定・職務限定・ 短時間制社員制度を 新たに規定し、 転換または直接雇用	①③に該当:9万5,000円 (12万円)	①③に該当:7万1,250円 (9万円)

勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員などの「多様な正社員」も 正規雇用労働者とみなされる

• 対象となる労働者

- 支給対象事業主に雇用される期間が通算して 6ヶ月以上の有期雇用労働者、または無期雇用労働 者。(有期雇用労働者は雇用期間が3年以内の者)
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者(令和2年1月 24日以降の退職者)で就労経験のない職業に就くことを希望す る者が「紹介予定派遣」の後、派遣先の事業所に正社員として直 接雇用された場合、直接雇用前の期間が2か月以上~6か月未満 でも支給対象となる

• 対象となる労働者

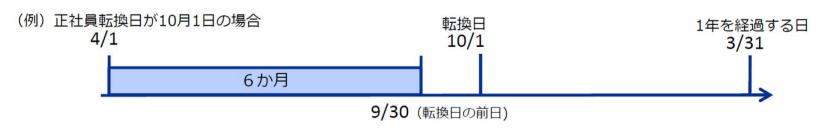
- 6ヶ月以上の期間継続して派遣先の事業所で業務に 従事している有期派遣労働者または無期派遣労働者
- 正規雇用労働者等として雇用することを約して雇入 れた有期雇用労働者等でないこと

• 支給要件

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者 を置いていること
- 対象労働者に対し、キャリアアップ計画を作成し、 管轄労働局長の受給資格の認定を受けていること
- キャリアアップ計画期間内にキャリアアップに取り 組んだ事業主であること

- ① 有期雇用労働者を正規雇用労働者、または無期雇用 労働者に転換する場合、および無期雇用労働者を正 規雇用労働者に転換する場合
 - 有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換する制度を労働協約または就業規則等に規定していること 面接試験や筆記試験等の適切な手続き、 要件および転換が明示されていること
 - 転換後6か月以上の期間継続して雇用し、6ヶ月分の賃金を 支給したこと

- ▶ 支給申請日において当該制度を継続して運用していること
- 転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より 3%以上増額させていること 基本給および定額で支給される諸手当を含む 賃金の総額 ※賞与は含めない
- 転換日の6か月前の日から1年を経過する日までの間に、会 社都合の離職がないこと



- ② 派遣労働者を正規雇用労働者、または無期雇用労働者として直接雇用する場合
 - ✓ 派遣労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者として 直接雇用する制度を労働協約または就業規則等に規定して いること
 - ✓ 6か月以上の期間継続して同一の派遣労働者を受け入れていること
 - ✓ 直接雇用後6か月以上の期間継続して雇用し、6ヶ月分の賃金を支給したこと

- ✓ 支給申請日において当該制度を継続して運用していること
- ✓ 転換(直接雇用)後6か月間の賃金を、転換(直接 雇用)前6か月間の賃金より3%以上増額させてい ること

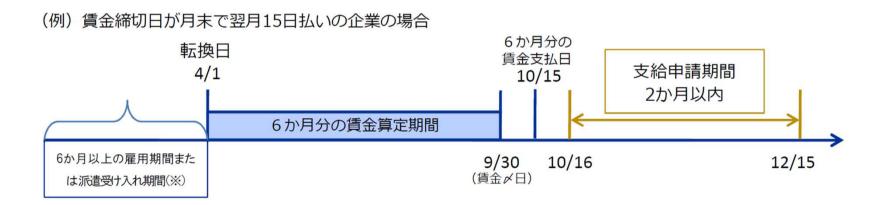
• 支給申請必要書類

	提出書類
1	支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
2	支払方法・受取人住所届
3	労働局長の認定を受けたキャリアアップ計画書(写)
4	転換制度または直接雇用制度が規定されている労働協約または就業規則
5	対象労働者の転換前および転換後の雇用契約書
6	対象労働者の賃金台帳および賃金3%以上増額に係る計算書
7	対象労働者の出勤簿、タイムカード等
8	中小企業事業主である場合、中小企業事業主であることを確認できる 書類 ・登記事項証明書等

※これ以外にも労働局が必要と認める書類の提出を求められることがあります

• 支給申請期間

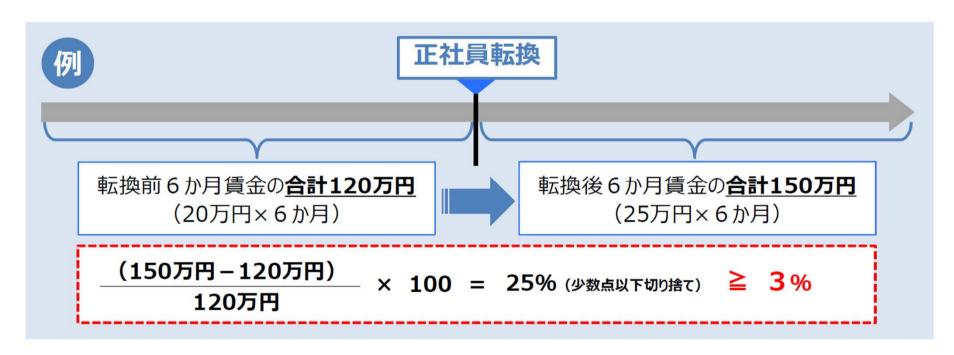
支給申請期間は、転換した対象労働者に転換後賃金を6ヶ月分支給した日の翌日から起算して2か月以内



● 賃金3%以上増額に係る計算方法

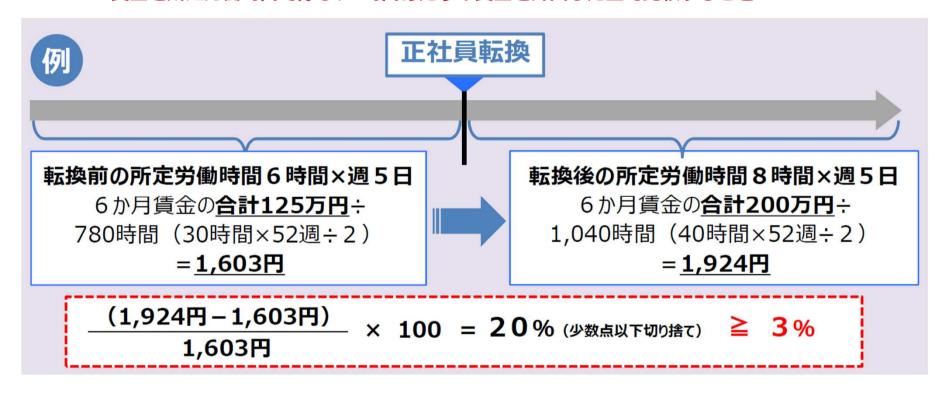
①転換前後で所定労働時間や給与支給形態に変更がない場合

(転換後6か月の賃金総額- 転換前6か月の賃金総額) / 転換前6か月の賃金総額× 100 ≧ 3%



②転換前後で所定労働時間や給与の支給形態(時給から月給等)に 変更があった場合

賃金を所定労働時間で除し、1時間あたりの賃金を算出した上で比較すること



計算については厚生労働省ホームページ「賃金上昇要件確認ツール」参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118801 00006.html

- ★賃金3%以上増額の際に含めることのできない手当の例
 - ・通勤手当 ・住宅手当 ・燃料手当 ・工具手当 ・歩合給 ・精皆勤手当 ・食事手当 ・時間外労働手当 ・賞与

• 就業規則規定例 ①

第〇条(正規雇用への転換)

勤続〇年以上の者で、本人が希望する場合は、正規雇用に転換させることがある。

- 2 転換時期は、原則毎月1日とする。ただし、所属長が許可した 場合はこの限りではない。
- 3 人事評価結果としてC以上の評価を得ている者または所属 長の推薦がある者に対し、面接および筆記試験を実施し、合格し た場合について転換することとする。

• 就業規則規定例 ②

第〇条(無期雇用への転換)

勤続〇年以上の者で、本人が希望する場合は、無期雇用に転換させることがある。

- 2 転換時期は、原則毎月1日とする。ただし、所属長が許可した場合はこの限りではない。
- 3 所属長の推薦がある者に対し、面接および筆記試験を実施 し、合格した場合について転換することとする。

• 就業規則規定例 ③

第〇条(派遣社員からの採用)

会社は、派遣社員を、本人が希望する場合は、正規雇用または無期雇用として採用することがある。

- 2 転換時期は、原則毎月1日とする。ただし、所属長が許可した場合はこの限りではない。
- 3 所属長の推薦がある者に対し、面接および筆記試験を実施 し、合格した場合について採用することとする。

● 生産性要件とは

企業における生産性向上の取組を支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金を利用する場合、その助成額や助成率が増額する制度

助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が

● その3年度前に比べて6%以上伸びていること

付加価値(※) 生産性 = 雇用保険被保険者数(日雇労働被保険者や短期雇用特例被保険者を除く。)

付加価値とは、下記の式で算定される。



● 生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」が 提供されている

ダウンロードはこちら(↓)から

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html

手続きの流れ

キャリアアップ計画の作成・ (転換を実施する前 日までに提出)

提出

労働基準監督署に届出済のものを用意就業規則、労働協約等に転換制度を規定

3 転換に際 Ļ

規定した試験等を実施 就業規則等の転換制度に **(5)** 転換後6か月分の賃金を支給

6

支給申請

7 審査、 支給決定

4

正規雇用等への転換

キャリアアップ計画

1 キャリアアップ計画とは

有期雇用労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が行う取り組みなどをあらかじめ記載するもの

※キャリアアップ計画は、当初の予定を記載するものであり、 随時変更できる 変更の際は、必ず「キャリアアップ計画変更届」を提出 する必要がある

- キャリアアップ計画
 - 2 キャリアアップ計画作成にあたっての注意点
 - > 3年以上5年以内の計画期間を定める
 - キャリアアップ管理者を決める

※)キャリアアップ管理者とは

事業所に雇用されている方の中で、非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む者として、必要な知識および経験を有していると認められる方。

※キャリアップ計画書作成例

(様式第1号(計画)) (R3.4) 【事業所番号】 ①雇用保険適用 0 5 6 事業所番号 都道府県 基幹番号 枝番号 所拿 管轄 ②労働保険番号 3 4 5 6 7 8 9 0 -8 7 6 【キャリアアップ計画】 ③キャリアアップ計画 令和 3年 4 月 1 日 ~ 令和8年 3月 期間 31 日 ※計画期間 (3年~5年) ④キャリアアップ計画(1)正 社 員 化 コ ー ス (令和3年 10 月頃実施予定) 期間中に講じる措置 正規雇用等 勤務地限定正社員 磁務限定正社員 短時間正社員) の項目 2 障害者正社員化コース (年 月頃実施予定) ※1 講じる措置の該当する (正規雇用等・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員) コースの番号すべてに 3 賃金規定等改定コース 月頃実施予定) 「〇」をつけて下さい。 4 賃 金 規 定 等 共 通 化 コ ー ス (年 月頃実施予定) ※2 正社員化コース、諸手当 5 諸手当制度等共通化コース 月頃実施予定) 制度等共通化コースにつ (1. 賞与 2. 家族手当 3. 住宅手当 4. 退職金 5. 健康診断制度) いては、() 内の該当する 6 選択的適用拡大導入時処遇改善コース 月頃実施予定) ものを「○」で囲んで下さ 7 短時間労働者労働時間延長コース 月頃実施予定)

※キャリアップ計画書作成例

⑤対象者※3 【確認欄】の記載事項	入社後 6 か月を経過した契約社員およびパートタイム社員
に該当する場合は「はい」 を、該当しない場合は「い	【確認欄】
いえ」を「○」で囲んでく ださい。	特定紹介予定派遣労働者(詳しくは説明欄参照)を正規雇用労働者として直接雇 することを計画している。 (はい) いいえ)
⑥目標	対象者のうち2名程度に対して正規雇用労働者 または職務限定正社員への転換を実施する。
⑦目標を達成するため に講じる措置	正規雇用労働者および職務限定正社員へ転換するため 面接試験を実施
⑧キャリアアップ計画 全体の流れ	正規雇用労働者および職務限定正社員への転換についての制度の整備を行い、対象者の範囲や制度内容を周知した上で、 希望する契約社員、パートタイム労働者を募集し、 面接試験の評価により、正規雇用への転換を判断する。

※キャリアップ支給申請書

様式第3号 (第1面) (R3.4) (令和3年4月1日以降に取組を行った場合はこの様式で申請してください。) キャリアアップ助成金支給申請書 申赎日:令和 3年 4月 5日 東京 労働局長 殿 ₹ 103 - 0013 事業主 東京都中央区日本橋人形町 1-18 ※護用事業所の住所を記載すること。 株式会社厚生労働 代表取締役 人形町子 所在地 代理人または事務代理者・提出代行者 の場合は以下から選択してください 名称 【代理人·事務代理者·提出代行者】 TEL 標記について、次のとおり申請します。 1) 雇用保險適用專業所發号 2) 労働保険番号 ③ キャリアアップ計画書の受理番号 100 株式会社厚生労働 ④ 事業所の名称 所属: 人事部 電話番号: 03-5695-7700 ⑤ 申請に関する当該事業所の担当者 氏名: 厚生 華子 F A X: 03-5623-2051 ⑥ 主たる事業 小売り業 中小企業 企業規模(判断基準は真面参照) 大企業 ⑧ 企業の資本の額または出資の総額 1000万円 9) 企業全体の常時雇用する労働者の数 45 正社員化 2 障害者正社員化 3 賃金規定等改定 ⑩ 支給申請コース 賃金規定等共通化 5 諸手当制度等共通化 (該当する番号を○で囲む) 6 選択的適用拡大導入時処遇改善 7 短時間労働者労働時間延長 (今回の支給申請に任る対象労働者について) √ 有(名称:特定求職者雇用開発助成金) 0 # 国または地方公共団体の助成会・要助会・補助会 等の支給申請・予給の有無 2 生産性要件に係る支給申請であるか。 (itu () いいえ ※「生廃性要件シート」を用いて計算された結果、「生産性要件」を満たした場合、助成額が削増されます。 詳しくはパンフレットをご覧ください。 ※労働局処理欄には記入しないでください。 1 正社員化コース 2 障害者正社員化コース 3 賃金規定等改定コース 4 賃金規定等共通化コース 5 諸手当制度等共通化コース 6 選択的適用拡大導入時処遇改善コース 7 短時間労働者労働時間延長コース 決裁欄 局長 処 理 受理年月日 年 月 欄 起案年月日 年 所長 職業指導官 支給 (不支給) 快定年月日 4 支給決定番号 通知書苑送年月日 年 月 日

※正社員化コース(内訳)

D転換 · 直接	薩用制度規定年月日・種類				ヒコース	1 .労働協約 3
	目を選択) (その他の場合は()内に記入)	令和3	年 5	月9日	※周知の方法 [配付 ()]
(D · 3)27	いては、措置の内容が多様な正	社員(勤務地限定	E正社員、	職務限定	E正社員ま	たは短時間正社員)への転換または直接雇用の場合のみ記入
② 制度の程	種類(該当する番号を選択)		(1.数)	務地限定	正社員制度	度 2 . 職務限定正社員制度 3 . 短時間正社員制度
③ 雇用区分	かの規定年月日・種類		ATO	~ 4	8 00 0	1 .労働協約 1 .就業規則 3 .その他()
	目を選択) (その他の場合は(11 150		月20日	※周知の方法 [配付 ()]
④ 番号	氏名	年前	8 訓練 対象	母等	進派	措置内容 (該当する番号を選択)
対 1	雇用 一朗	30		\sim	\sim	1 有刷 → 正規 (勤務地限策・職務限定) 短時間)
象 2	/E/13 M/3	- 00	1	0	0	3 無刷 → 正規 (勤務地限定・職務限定・短時間) 1 有刷 → 正規 (勤務地限定・職務限定・知時間)
労						2 有期 → 無期
(10) 3						3 無刷 → 正規 (勤務地限定・職務限定・短時間) 1 有刷 → 正規 (勤務地限定・職務限定・短時間) 2 有刷 → 無刷
者						3 無期 → 正規 (動務地限定・職務限定・短時間)
4						2 有期 → 無期
5			+			3 無刷 → 正規 (動務地限定・職務限定・知時間) 1 有期 → 正規 (動務地限定・職務限定・知時間)
						 有刷 → 無期 無刷 → 正規(勤務地限定・職務限定・短時間)
	キャリアアップ記録金の人材育成コースの対象となる 対義を含みます。多様な同計書に製造した場合は、新					も成別値!)を受機し、個子した者である場合に○を記入してください。
X 218708276	・ 京都の母等または父子家園の父に飲食する場合は、	毎巻」の機につを記入して			.0	
	いて、沢屋の番号を連接専用した場合は、「浜屋」の4、 ・砂路・野 友 約・小 豊田 彩 郷 川 駅 晩 オ ス 生		1.丁澤田1	.TEN	その対象と	なる労働者本人の同意に基づき運用しているか。 √ はい
	の場合、本流成会の支援を受けることができません。					
	は別に、今年度行った正社員化コー					▼有 (5人)
(「有」	の場合は、何人分の支給申請をして	いるか人数を記入)			□ fm
② 支給申請	III.					
<1. 有期	→正規>					
対象労働者	支給単価 支統	8申購額(A)		うち投帯に係る	. hom	支減中課額 (30)
	□ 中小金属 57万円		Г	1	\neg	× 120,000
1	□ 大企業 425700円 X #4959年6583289第686 = .		ட	•	A	▼ ×生産性要件に係る支給中間の場合 12万円
•	₩992 ₩ 22/3P3	720,000	35	所属自治薬用に	MMS#:	東新中國 (C
	□大企業 54万円	B	- 1	1		×
. ^	L		_		200	A ASSESSMENT AND SETTINGS AND S
<2. 有期						
対象労働者	支給単価 支持 □ 中/-位置 2055,000円	A中横額 (D)		うち音響に係る		□製金田田 (2)
	☐ ★ #R 251,709			Shakene		ERTAIN (S
	× ***********	0	- 1			□ 1.5 (m. 2-5 0.00) × 0
	□ 中小企業 3万円	0	- 1			× □ ×生産性養存に係る支給中株の場合 60,000円 × 0
	□ 大企業 275円		ᆫ		A	n
^	L	14				
<3. 無期	→正規>					
対象労働者	7	8甲購額(F)	_	うち母母に係る	,000E	★新中開版 (Q
	□ Φ)-0:# 2055,000F					□ 1人由たりの公開版 47,500円 × 0 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	□ 大会第 253,790 ⁹ × #######C#25###### ==		_		^	□ 区面保存件に保存基準金配合金 (E)(003)
	□ Φ/-Δ· 8 305/9	0	35	FERNER C	MINE N	☆展中課題()
	□ 大企業 275円		Г			□ 1A⊕25000 000 2055,0009 × 0
Å		P	ᆫ		Α.,	□ 米生産性要件に係る支架中側の場合 30円 R
(4. 勤務地)	限定正社員制度、職務限定正社員制	度または短時間正	社員制度	を新たに対	建した場合	今の加算)
	支給単価			合中開額 (I		
	□ P-1-0 # 975,0007/7 ▼ P-1-0			120,00	00	
	□ 大会展 751,2009 □ 大会展			120,00		
			-			

共通要領 様式第 1 号 (R3. 4. 1)

キャリアアップ助成金

※支給要件確認申立書

支給要件確認申立書(キャリアアップ助成金) 事業主記數事項 ※1 確認欄 1 法人名:株式会社 厚生労働 法人番号: 1234567891234 年 月 日確認 2 事業所名称: 株式会社 厚生労働 本部営業所 3 雇用保険適用事業所番号: 1234 - 123456 - 1 〇 以下の4から15までの事業活動等に係る状況について、「はい」「いいえ」のどちらかを○ で囲んでください。後述の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。 はい・ いいえ ・4から15までについて 「いいえ」がある場合の該当番号 4 平成 31 年 3 月 31 日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又 口 は支給決定の取り消しを受けたことがない、又は受けたことがあるが、当該不支給決定日又 は支給決定取消日から3年を経過している。 5 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は □ 支給決定の取り消しを受けたことがない、又は受けたことがあるが、当該不支給決定日又は 支給決定取消日から5年を経過している。 6 平成 31 年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等が □ 7 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納 □ 8 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受 口 けていない。 9 風俗営業等関係事業主でない。 10① 事業主若しくは事業主団体(以下「事業主等」という。)又は事業主等の役員等が、暴力 口 団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」 という。) 第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員でない。 ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え 口 る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていない。 ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給せず、又は便宜を供与しないな 口 ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力をせず、若しくは関与していない。 ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして □ いない。 ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない。 11 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動 □ を行っていない又は行う恐れがある団体等に属していない。 12 倒産していない。 13 雇用関係助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主 口 名等を公表することに承諾する。 14 役員等の氏名、役職及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容 の記載がある書類を添付している。

15 「雇用関係助成金支給要領」に従うことに承諾する。

● 制度の目的

いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を対象とし、正規雇用労働者としてハローワーク等(職業紹介事業者含む)を通して雇入れる事業主に対して支給されるもの



• 対象となる労働者

- ① 雇入れ日時点の満年齢が35歳以上55歳未満の方
- ② 雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方
- ③ ハローワークなどの紹介の時点で失業しているまたは非正規雇用労働者である方でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- ④ 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

● 正規雇用労働者とは

- 期間の定めのない労働契約を締結している労働者
- 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(週30時間以上)と同じ労働者
- 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則などに規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者

• 支給額

● 対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給

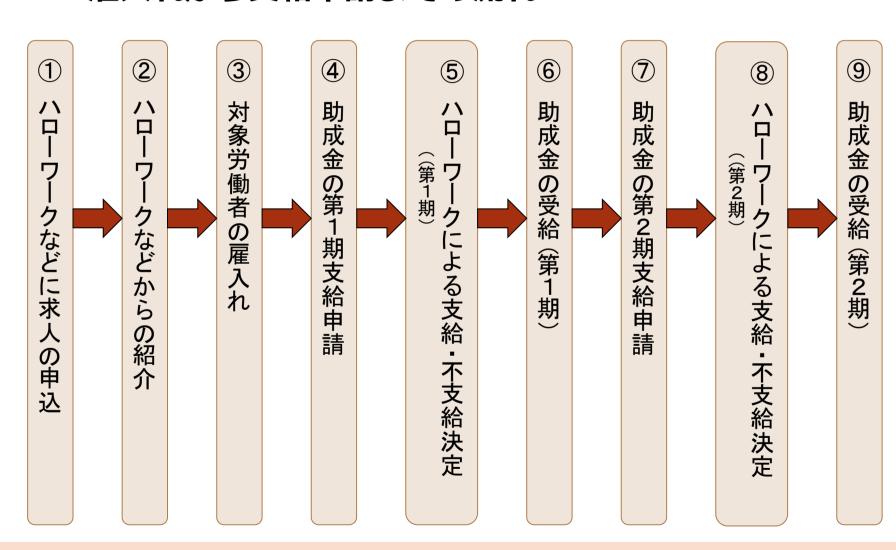
人 要担措	士纶共免期間	支絲	士 4公 4小克百	
企業規模 	支給対象期間	第1期	第2期	支給総額
大企業	1年	25万円	25万円	50万円
中小企業	1年	30万円	30万円	60万円

- ① 雇用保険の適用事業主
- ② 対象労働者をハローワーク等の紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者として 雇用することが確実であると認められること
- ③ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間(以下「基準期間」という。)に、会社都合の離職がないこと

- ④ 対象労働者の雇入れ日よりも前に特定求職者雇用開発助成金の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に会社都合の解雇をしていないこと
- ⑤ 基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職 理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日に おける被保険者数の6%を超えていないこと
- ⑥ 対象労働者の労働者名簿、賃金台帳、出勤簿などの書類 を整備・保管していること

特定求職者雇用開発助成金(氷河期世代安定雇用実現コース)

● 雇入れから支給申請までの流れ



特定求職者雇用開発助成金(氷河期世代安定雇用実現コース)

※支給申請書記載例

	特定求職者雇		^(金) 就職氷河其 期支給申請	用世代安定雇用3 書 日 ※ <u>太枠内のみ</u> 5	8 9 9 9 9 8		(パーコードシール贴付欄)	
申請事業主		事業所	5資本の額又は	第 出資の総額 10000 万P	⑥常時雇用3		150 人 4:・小売業・飲食店 2:卸売業 3:サービス業 4:その他	
対象労働者雇用事業所	(動事業所番号 1301 (②定年年齢 65 歳 (⑤質金支払日 2):過月	③黄金締 2 1: 有(章 2 2: 有(1 3: 無	等月末日) 以外) 等月 2	- 7 の場合) の 目	(6事務担当者 (7リガナ)	30	総務部長	
対象労働者の状況	② 被保険者番号							
拼	上記の記載内容に譲りでまた。 東京、裏面の注意等項別 投資コースの申頼にあかなお、対象労働者を本移 別始分配で既に離	のないことを証明 及び「特定求職者 こって」の記載事	にます。 開開発助成金(軟単 項を確認の上、申請し 後においても継続して見	水河崩世代安定雇用 ます。 日用します(支給申請書	事業主	住所 名称 氏名	〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-18 TEL 03-5695-7700 名称 株式会社ササランド 氏名 笹丸 笹乃	
X #	《中蘇者が代理人、社会 は同規則第10条の31に ま主の住所、名称及び氏 所、名称及び氏名を記	規定する事務代 名を記入し、右 [*]	公共職業安原 6行規則第16条第2項に 理者の場合、右上欄に	●所長) ・規定する提出代行者 助成金の支給に係る事	事業主 又は 社会保険労務士 (提出代行者・事 務代理者の表 示)	住所 名称氏名	TEL 名称 氏名	

• 制度の目的

職業経験、技能、知識等の不足などから安定的な 就職が困難な求職者について、ハローワークや 職業紹介事業者等の紹介により、 原則3か月間試行雇用した場合に助成される制度



- 1 対象労働者がハローワーク等からの紹介の日(以下「紹介日」という。)において、次のいずれにも該当しない者であること
 - 安定した職業に就いている者
 - ▶ 自ら事業を営んでいる者または役員についている者
 - > 学校に在籍している者
 - ▶ トライアル雇用期間中の者

- ② 次のいずれかに該当する者
 - 紹介日前2年以内に、2回以上離職または転職を繰り返している者
 - ▶ 紹介日前において離職している期間が1年を超えている者
 - ▶ 妊娠、出産または育児を理由として離職した者であって、紹介日前において安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの

- 2 次のいずれかに該当する者
 - ▶ 55歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者
 - 紹介日において就職支援にあたって特別の配慮を要する者
 - 生活保護受給者
 - > 母子家庭の母等
 - > 父子家庭の父
 - 日雇労働者
 - > 季節労働者

- 中国残留邦人等永住帰国者
- ▶ ホームレス
- 住居喪失不安定就労者
- 生活困窮者

- ③ ハローワーク・紹介事業者等に提出された求人 に対して、ハローワーク等の紹介により雇入れ ること
- ④ 原則3か月のトライアル雇用をすること
- ⑤ 1週間の所定労働時間が原則として通常の労働者と同程度であること

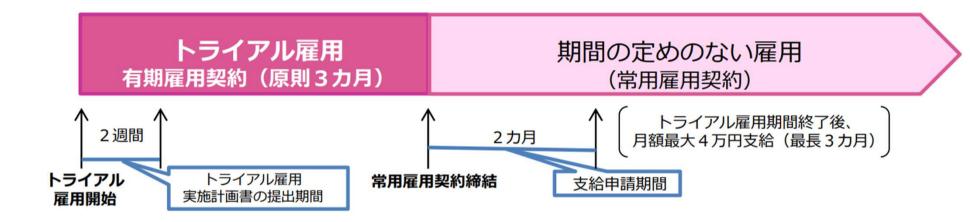
• 支給額

- 対象者1人当たり、月額4万円(最長3か月)
 - ※対象者が母子家庭の母等、または父子家庭の父の場合、 月額5万円

• 対象となる事業主

- ① ハローワーク等のトライアル雇用求人にかかる紹介に より、対象者をトライアル雇用したこと
- ② 紹介日前に、当該対象者を雇用することを約していない こと
- ③ 過去3年間に、当該トライアル雇用にかかる対象者を雇用していないこと
- ④ トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日からトライアル雇用期間を終了する日までの期間(以下「基準期間」という。)に、会社都合の離職がないこと

● 支給申請スケジュール



- トライアル雇用開始日から2週間以内に、対象者を紹介した ハローワーク等に実施計画書を提出
- 実施計画書には、雇用契約書を添付
- トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に支給 申請書を提出

※実施計画書

共通様式第1号((第1面) (R3.2.5改正) トライアル雇用実施計画書	(記載例)								
飯田	B[構 公共職業安定所長 ^版	年 3 月 10 日								
事業主	(〒 112-9577) (〒) 所在地 東京都文京区後楽1-9-20 代理人又は事務代理 所在地									
7 * 1	名 称 株式会社 わくわく食品 名 称									
	氏名 安定 次郎 氏名									
標記について、次	のとおり提出します。	1								
	名 称 株式会社 わくわく食品									
	所 在 地 (〒 112 - 9577) 電話番号 03 - 12	34 — 5678								
Service and a constant	電 話 番 号 東京都文京区後楽1-9-20									
トライアル雇用 実 施 事 業 所		34 — 5678								
	氏 名 厚生 花子 F A X 03 - 12	34 — 8765								
	雇 用 保 映 適用事業所番号 1 3 0 1 - 1 2 3 4 5 6 - 7									
② 支給要件了承欄		☑ はい □ いいえ								
3	ることを了承しました。 フ リ ガ ナ ロクドク タロウ									
トライアル雇用	氏 名 労働 太郎 年 齢	9年 11月 25日生 (35 歳)								
対象者	裏面に記載する母子家庭の母等又は父子家庭の父に該当しますか。 (該当する場合は裏面に記載するいずれかの書類を添付してください。)	☑ いいえ								
④ トライアル雇用	紹 介 機 関 安定所 ・ 運輸局 ・ 職業紹介事業者等(名称 <u>板田橋公共職業</u> 安定所)									
求人及び紹介	求 人 番 号 1 3 0 1 0 - 1 2 3 4 5 6 7 8									
(5)	トライアル雇用期間 (1か月間 2か月間) (1か月間 2か月間) (新名年 3月 1日 から 会和3年 5月	月 31日 まで)								
トライアル雇用 実 施 内 容										
	常用雇用に移行・業務の手順を覚え、1人で業務をこなせるようになること。 するための要件・遅刻をせず、意欲的に業務に取り組むことができるようになること。									
備考										
	用開始日から2週間以内に提出してください。 は裏面をご覧ください。	-								
受 理	※事務処理欄には記入しないでください。 受理年月日 年月日									
事受理										
(7)	分 免 亲 要 件 贴 和 撞									
実施要	実施要領第1の3(1)の二において該当する要件									
(1)	(4) • (5) • (7) • (2) • (3)									
	· b · c · d · e · f · g · h · i · j									

※支給申請書

トライアル雇用結果報告書 兼 トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 支給申請書 東京 労働局長 殿 掛出・申請日 令和 3 年 8 月 5 日 112-8577 事業主 所在地 東京都文京区後楽1-9-20 代理人又は 株式会社 わくわく食品 名 称 氏 名 安定 次郎 氏 名 標記について、次のとおり提出・申請します。 称 株式会社 わくわく食品 地 (〒 112 - 8577) 煮 話 番 号 县 東京都文京区後楽1-9-20 ライアル雇用 実施 事 拳 所 (1) 国、地方公共団体、特定独立行政法人、特定地方独立行政法人から受けている補助金、委託費等から支出した人件費により、①欄の対象者を聞い入れましたか。 (2) 安定所、運輸局又は職業紹介事業者等からの紹介目前に、①欄の対象者を雇用することが決まっていましたか。 口 はい 2 いい ①欄の対象者は、事業主又は取締役 (取締役会を設置していない事業所においてはこれに準ずるもの。以下同 □ the □ end じ。) の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び蜘族)ですか。 トライアル展用を開始した日の前日から過去3年間に、①欄の対象者と雇用、請負、委任の関係にあった又は① (4) 欄の対象者が出向、派遣、請負、委任の関係により当該関い入れに係る事業所において放方したことがあります □ はい ✓ いいっえ トライアル展用を開始した日の前日から過去3年間に、①欄の対象者に騒揚適応訓練(労働施策の総合的な推進 (5) 並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の完実等に関する法律第18条第5項に規定する水職者を作業職権に適応 □ はい ✓ いいえ 支給対象事業 要件 (w)確認欄 (6) ライアル雇用を実施したことがありますか。 ※「はい」の場合 トライアル雇用(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース含む)関始者 人(うち 常用雇用又は常用雇用 (知時間労働)終行者数 人)(うち 常用雇用又は常用雇用(短時間労働)に終行しなかった者等(英国参照)の数 人) ※この他にも要件がありま? (7) トライアル展用を開始したロシ前日のつ場合・下回し、またのは、 との間に、次の(イ)又は(3)のいずれかに該当する等、資本的、経済的、組織的関連性がありますか。 (4) 総株主又は総社員の議決数の選半数を有している等親会社、子会社の関係である。 (0) 事業主が同一又は政綿役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半数を占めている。 高年勤者類用機保格置を講じていないことにより、高年勤者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項に基づ さ類用機保格置を講でべることの動作。又は法令に基づいた適切な高年勤者就業務体格置を講じていないことに より、同は認り終める3番2項は基づき自動業業権保留金の差に向けた計量作及動作を受けていますか。 D機の対象者について国又は地方公共団体の助成金・奨励金等の支給申請又は受給をしましたか(予定も含む)。 (「はい」の場合:名称 □ はい Z いい 給確認欄 昭和 平成 60年 11月 25日生 労働 太郎 35 歳) 安定所 運輸局・職業紹介事業者等 トライアル雇用 3か月間 (1か月間・2か月間) ライアル雇用 2. トライアル雇用期間中に離職(自己都合・事業主都合) 3.トライアル雇用期間をもって離職 (移行する要件を満たさなかった (本人の合意 有・無)・本人からの中出・事業主からの中出) 4. 常用雇用以外(※) で継続して雇用(移行する要件を満たさなかった・本人からの中出・事業主からの中出) (※) 製的計算をバート等 ※事務処理環には記入しかいでくがさい 決 裁 欄 支給処理欄 局長 課長 課長補佐 担当官 係長 受理年月日 所長 次長 上席 職業指導官 担当 支給決定番号 支給決定額 通知書発送年月日 月

助成金全般注意事項

- 次のいずれかに該当する事業主は助成金を 受給できない。
 - ① 支給申請した年度の前年度より前のいずれかの保険年 度の労働保険料を納入してない場合
 - ② 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の 違反を行った場合
 - ③ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
 - 4 暴力団と関わりのある事業主
 - 5 支給決定時に、雇用保険適用事業所でない場合



社会保険労務士法人ヒューマン・プライム

東京都中央区日本橋人形町1-18-9

ATビル5F 〒103-0013

TEL. 03-5695-7700(代表) FAX. 03-5623-2052

https://humanprime.co.jp